

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

黒石市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

内部での不正利用の防止のため、システム操作者を限定し、操作履歴を保存している。また、システム保守業者へは情報保護管理体制を確認し、業務上知り得た情報に対する秘密保持に関しても契約に含めている。

## 評価実施機関名

青森県黒石市長

## 公表日

令和5年6月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>個人住民税は、原則として賦課期日(毎年1月1日)現在、市内に住所を有する個人に対して、所得に応じ均等割額及び所得割額の合算額を課税する。</p> <p>住所を有する個人とは、住民基本台帳に記録されている者をいうが、台帳上の記録と住所が異なる場合でも、その者がその市区町村に住所を有すると認定された場合にはその市区町村の住民基本台帳に記録されている者とみなし、例外的に課税することができる。(住登外課税)</p> <p>個人住民税の課税事務において公平性及び適正性を確保するためには、確定申告書、市県民税申告書の他に、住基情報、所得に関する情報、障害に関する情報、扶養に関する情報、生活保護に関する情報等住民に関する正確な情報の収集が必要であり、その事務の遂行上、個人番号及び法人番号の取得、照会及び提供を行い、これを利用するものである。</p> <p>具体的な事務内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①申告相談、課税及び更正に関する業務</li><li>②納税決定・納税通知書、税額変更通知書等の送付に関する業務</li><li>③給与・公的年金からの特別徴収に関する業務</li><li>④所得・課税証明書の申請受付・発行に関する業務</li><li>⑤所得状況・課税内容及び扶養に関する情報の照会・回答に関する業務</li><li>⑥住登外者(家屋敷課税含む)への課税に関する事務</li><li>⑦減免申請の処理に関する業務</li><li>⑧地方税法に基づく調査業務</li><li>⑨その他、個人住民税に関する業務</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 住民税システム</li><li>2. 申告支援システム</li><li>3. 中間サーバー</li><li>4. 宛名システム</li><li>5. eLTAX(審査システム)(※)</li><li>6. 国税連携システム(※)</li></ul> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す各ファイルは当該システムの構成要素のうち、当市の住民情報が管理されている部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項</li></ul></li><li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)<ul style="list-style-type: none"><li>・別表第一省令第16条</li></ul></li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条  (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号 2. 番号法別表第二の以下の各項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 <第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項> 3. 別表第二省令の以下の各条 1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財政部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課文書係 〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1号 電話:0172-52-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画財政部税務課住民税係 〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1号 電話:0172-52-2111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和4年4月1日
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和4年4月1日
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 課題が残されている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	公表日	平成27年7月17日	平成28年10月14日	事前	
平成28年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の集計時点	平成27年1月30日	平成28年1月29日	事後	
平成28年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数の集計時点	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
令和1年6月24日	公表日	平成28年10月14日	令和1年6月24日	事前	
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	課長 佐藤 寿	課長	事後	新様式対応
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の集計時点	平成28年1月29日	平成31年2月26日	事後	
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数の集計時点	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	記載なし		事前	新様式対応
令和2年5月29日	公表日	令和1年6月24日	令和2年5月29日	事前	
令和3年6月8日	公表日	令和2年5月29日	令和3年6月8日	事前	
令和3年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の集計時点	平成31年2月26日	令和3年4月1日	事前	
令和3年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数の集計時点	平成30年4月1日	令和3年4月1日	事前	
令和4年6月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数の集計時点	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事前	
令和4年6月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数の集計時点	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事前	
令和4年6月17日	公表日	令和3年6月8日	令和4年6月17日	事前	
令和5年6月16日	公表日	令和4年6月17日	令和5年6月16日	事前	